

証券コード 6063
2020年3月11日

株 主 各 位

東京都文京区小石川一丁目21番14号
日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
代表取締役社長 倉 田 潔

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月25日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年3月26日（木曜日）午前10時（午前9時30分受付開始） |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区神田神保町1-32 出版クラブホール・会議室 4階
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご来場ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 1. | 第17期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第17期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第 1 号 議 案 | | 定款一部変更の件 |
| 第 2 号 議 案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第 3 号 議 案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第 4 号 議 案 | | 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件 |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人及び監査等委員会がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
《当社ウェブサイト》<https://emergency.co.jp/>

(提供書面)

事 業 報 告
(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境が改善し、個人消費に持ち直しの傾向がみられるなど緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、長引く米中貿易問題や中東情勢の緊迫化などの影響による世界経済の動向の不確実性に加え、台風などの自然災害や消費税増税の影響懸念など、依然として先行き不透明な状況にあります。

当社グループの主要事業の業績に影響を与える海外出国者数につきましては2019年全体では20,080千人で前年比5.9%増と過去最高の数字となりました（日本政府観光局（JNTO）調べ）。

海外からの訪日外客数についても前年比2.2%増で過去最高の31,882千人となりました（日本政府観光局（JNTO）調べ）。

当社グループの主要業務である海外における日本人顧客向けの医療アシスタンスサービスにとって海外出国者数の増加は好環境であり、海外旅行保険の付帯サービス、法人向けアシスタンスサービス、留学生危機管理サービス、セキュリティ・アシスタンスサービスの提供は堅調に推移しました。また、外国人患者受入を実施する国際医療事業についても日本の高度医療に対する認知度の向上と外国人受入医療機関の増加を受けて着実に実績をあげております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,958百万円（前期比3.1%増）と増収になりました。

一方で、費用につきましては、カナダセンターの本格稼働開始と、訪日外国人向け緊急対応型医療アシスタンスの事業開始に備えるための投資により当連結会計年度の売上原価が2,286百万円（前期比6.9%増）となりました。

尚、販売費及び一般管理費は579百万円（前期比0.4%減）となりました。

以上の結果、営業利益は93百万円（前期比37.0%減）、経常利益は93百万円（前期比34.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は62百万円（前期比34.5%減）と

なりました。

セグメントの状況は次のとおりであります。

(医療アシスタンス事業)

(i) 海外旅行保険の付帯サービス

海外旅行保険の付帯サービスに関しましては、海外出国者数の増加という好環境のもとで売上が前期比で増加しました。一方で、グループ全体の受電業務について同一水準の高品質サービス提供を目指す「シングルオペレーションプラットフォーム」を実現するためカナダセンターが本格稼働し、費用が増加しました。

(ii) 法人向けアシスタンスサービス、留学生危機管理サービス、セキュリティ・アシスタンスサービス

当社グループは医療アシスタンスサービスとセキュリティ・アシスタンスサービスを法人に、留学生危機管理サービスとセキュリティ・アシスタンスサービスを大学等の学校に提供しております。グローバル化の進展とともに海外での危機管理対応が益々求められるなか、法人・学校のニーズに着実に応え、売上高は増加しました。

(iii) 救急救命アシスタンス事業

救急救命アシスタンス事業は、民間企業等が海外の僻地で取り組む大規模建設工事現場にサイトクリニックを設置し、医師・救急救命士・看護師が常駐して現地医療体制を構築し、病人や怪我人の対応を行う事業(EAJプロジェクトアシスト)で、バングラデシュで受注している事業を順調に運営いたしました。しかしながら、当社グループが2004年以来継続して受注して来た官公庁プロジェクトを落札できず、売上高、粗利益とも前期比で大きく減少しました。

(iv) 国際医療事業(医療ツーリズム)

国際医療事業(医療ツーリズム)につきましては、国内医療機関とのネットワーク活動の強化、患者受入環境の好転と相まって患者受入数は増加し、売上高は過去最高となりました。

(v) 訪日外国人向け緊急対応型医療アシスタンス事業

海外からの訪日外客数の増加に伴い、日本国内で外国人に病気や怪我など不測の事態が起こった場合のスムーズな医療提供が大きな課題となりつつあるなか、厚生労働省より外国人診療に関する「ワンストップ相談窓口事業者」に選定され、全国の医療機関からの相談対応業務を開始いたしました。しかしながら、この事業の募集・発注が当初の見込より大幅に遅れ、サービス開始が10月末となったため、想定していた

以上のコスト増加となりました。

これらの結果、医療アシスタンス事業の売上高は2,394百万円（前期比1.0%増）、セグメント利益は364百万円（前期比21.1%減）となりました。

（ライフアシスタンス事業）

ライフアシスタンス事業につきましては、既存顧客への堅実なサービス提供が評価され、既存取引先より新規業務も受託し、売上高が増加しました。

この結果、ライフアシスタンス事業の売上高は564百万円（前期比13.0%増）、セグメント利益は137百万円（前期比22.0%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、当社の経営基盤を強化するための設備投資を行いました。当連結会計年度の設備投資額（有形固定資産及び無形固定資産の取得価額）は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度
医療アシスタンス事業	47,676千円
ライフアシスタンス事業	2,526千円
計	50,202千円
消去又は全社	46,984千円
合計	97,187千円

医療アシスタンス事業では、従来よりも効率的なアシスタンスサービスを提供可能とする投資として主に基幹システムへの設備投資を行いました。

ライフアシスタンス事業では、業務効率化のための設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において医療アシスタンス事業の強化及び同事業における医療機関の治療費立替サービスに伴う資金需要に応えるため、銀行借入を実施しました。その結果、短期借入金が前期比で280百万円増加し、長期借入金が前期比で43百万円増加しました。

(2) 連結会計年度の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2016年12月期)	第 15 期 (2017年12月期)	第 16 期 (2018年12月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売 上 高 (千円)	2,509,189	2,567,022	2,869,285	2,958,897
経 常 利 益 (千円)	118,914	38,912	141,895	93,184
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	64,049	25,255	95,469	62,576
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	26.06	10.25	38.63	25.25
総 資 産 (千円)	2,079,137	2,119,492	2,277,071	2,647,085
純 資 産 (千円)	721,511	750,376	820,489	876,730
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	287.15	296.20	323.34	343.00

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2016年12月期)	第 15 期 (2017年12月期)	第 16 期 (2018年12月期)	第 17 期 (当事業年度) (2019年12月期)
売 上 高 (千円)	2,485,832	2,530,877	2,834,642	2,919,393
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	84,349	△5,064	112,936	103,442
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	38,410	△6,581	73,885	78,903
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	15.63	△2.67	29.90	31.84
総 資 産 (千円)	1,881,153	1,880,685	2,046,565	2,429,726
純 資 産 (千円)	536,498	524,257	588,792	662,436
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	212.05	204.58	229.65	256.85

- (注) 1. 第14期は、医療アシスタンス事業及びライフアシスタンス事業の売上が堅調に推移したものの、一部不採算契約の更新見送りの影響が出てほぼ前年と同様の売上になりました。費用に関しては円高により海外センターへの支払い金額が抑制され、効率的な業務運営を実施でき増益となりました。また税務上の繰越欠損金が前期に解消したため法人税等が前期に比べると増加し、当期純利益が前期よりも減少しました。
2. 第15期は、医療アシスタンス事業の海外旅行保険の付帯サービスの売上が上期は競争激化と外部環境悪化により売上不振でしたが、下期には回復の兆しが見えました。ライフアシスタンス事業の売上は堅調に推移しました。その結果売上高は若干の増収でした。費用に関しては昇給や人員増による人件費増加、採用コスト上昇等に伴って増加し、減益となりました。
3. 第16期は、医療アシスタンス事業の海外旅行保険付帯サービスの売上が営業活動により伸び、法人・大学売上、インバウンド売上、国際プロジェクト売上も好調でした。また、ライフアシスタンス事業も堅調に推移しました。費用に関しても人員増による人件費増加、設備投資等に伴って増加しましたが、増収増益となりました。
4. 第17期は、医療アシスタンス事業において当社が長年にわたって受注してきた公的プロジェクトを落札できませんでしたが、海外旅行保険の付帯サービス、事業法人向けアシスタンスサービス、留学生危機管理サービス、セキュリティ・アシスタンスサービスの提供は堅調に推移し、外国人患者受入を実施する国際医療事業も着実に実績をあげました。ライフアシスタンス事業では既存取引先より新規業務を受託し、売上高が増加しました。費用につきましては、事業拡大とインバウンド領域での新規事業の開始に備える人材採用・体制構築の投資を行い、増加しました。この結果、経常利益について減益となりました。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Emergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.	150,000USドル	100.0%	医療アシスタンスサービスの提供
北京威馬捷国際旅行援助 有限責任公司	250,000USドル	100.0%	医療アシスタンスサービスの提供
Emergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.	165,000シンガ ポールドル	100.0%	医療アシスタンスサービスの提供
Emergency Assistance Thailand Co., Ltd.	7,000,000タイ バーツ	100.0% (5.7%)	医療アシスタンスサービスの提供
Emergency Assistance Bangladesh Co., Ltd.	10,000,000 バングラデシュタカ	51.0%	医療アシスタンスサービスの提供
EAJ Assistance Services Canada, Inc.	620,000カナダ ドル	100.0%	医療アシスタンスサービスの提供

(注) 1.当社の連結子会社は、上記の重要な子会社6社であります。

2.議決権比率の()内の数値は間接所有割合を内数で記載しております。

(4) 対処すべき課題

2020年度の当社の事業環境を展望すると、訪日外客数の急増を受けて、行政機関、医療機関、企業等からインバウンド関連の新たな事業ニーズが数多く生まれるものと見込まれます。また、当社グループが長年取り組んで実績を上げてきた医療ツーリズムにおいても、ますます需要が高まると見通されます。こうしたニーズに着実に対応し、インバウンド関連事業の一層の拡大と確立を目指します。

既存事業分野であるアウトバウンド医療アシスタンス事業でも、海外に出国する日本人旅行者等は増加傾向にあり、海外における活動を強化しつつある企業や大学等からの需要もますます高まる傾向にあります。ニーズを確実に取り込み、一層の成長を目指します。

また、長期的な高収益体質づくりを目指し、積極的な情報化投資を進めます。

以上のような認識のもと、今年度は主に下記のような重点事業目標を掲げて、事業推進に取り組んでまいります。

<主な重点事業目標>

- (1) インバウンド医療アシスタンス事業の強化、拡大
 - (2) 国際医療コーディネートサービスの強化、拡大
 - (3) アウトバウンド医療アシスタンス事業の収益率の向上
 - (4) 中期の新規事業開拓をめざして「ヘルスケア事業」への取り組み開始・推進体制の早期立ち上げ
 - (5) コンシェルジュ業務の収益力の維持・強化
 - ・要員の早期戦力化推進
 - ・オペレーションサポートシステムの改善
 - (6) 全グループ挙げての業務プロセスの見直しと情報化推進
 - ・不必要な業務や業務プロセス（勤務も含めて）の廃止と非効率な業務や業務プロセス（勤務も含めて）の思い切った改善
 - ・情報化の積極導入による効率化・高品質化の推進
 - (7) 従業員のやりがいを高める仕組みの構築
- 従業員の処遇改善を図るとともに、以下の施策に取り組み、真に快適な職場で、全員が力いっぱい働くことのできる会社を目指して諸改革を進める。
- ・育児・介護を抱える従業員を支援する柔軟な働き方の推進
 - ・新入従業員研修と定着支援の充実
 - ・中堅従業員研修・管理職研修の体系化
 - ・従業員の資産形成支援（従業員持ち株会の奨励、積立型の保険活用など）

なお、本年1月後半から顕在化した新型コロナウイルスの広域感染が人々の生活や経済活動に深刻な影響を与えつつあり、当社グループの事業にも大きく影響を与える可能性が出て来ました。今後この影響をしっかりと見極めつつ、適宜計画の見直しと必要な施策を実施してまいります。

(5) 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

事業区分	事業内容
医療アシスタンス事業	海外旅行や海外駐在など海外渡航中に病気や怪我をされたユーザーが、自国にいるときと同様に不自由なく必要な医療を受けられるようにご支援をするサービス
ライフアシスタンス事業	クレジットカード会社のカード会員に対するコンシェルジュサービスを提供し、「より気持ちよく、より楽しい」海外での生活を過ごしていただくためのご支援をするサービス

(6) 主要な営業所（2019年12月31日現在）

当 社	本社：東京都文京区 大阪オフィス：大阪府大阪市中央区 イギリス事業所：West Sussex, United Kingdom
Emergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.	本社：Richmond, Virginia U.S.A.
北京威馬捷国際旅行援助 有限責任公司	本社：北京市朝陽区 上海オフィス：上海市静安区 広州オフィス：広東省広州市天河区 大連オフィス：遼寧省大連市中山区
Emergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.	本社：Singapore
Emergency Assistance Thailand Co., Ltd.	本社：Bangkok, Thailand
Emergency Assistance Bangladesh Co., Ltd.	本社：Dhaka, Bangladesh
EAJ Assistance Services Canada, Inc.	本社：Vancouver, Canada

(7) 従業員の状況（2019年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
医療アシスタンス事業	217 (26) 名	5 (5) 名
ライフアシスタンス事業	54 (12) 名	1 (4) 名
管理部門等	28 (-) 名	3 (△1) 名
合計	299 (38) 名	9 (8) 名

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
205 (32)名	17 (9) 名	39.6歳	5.4年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2019年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	220,000千円
株式会社三井住友銀行	263,122千円
株式会社みずほ銀行	50,000千円
三井住友信託銀行株式会社	100,000千円
株式会社第四銀行	80,000千円
株式会社横浜銀行	70,000千円
株式会社きらぼし銀行	60,000千円
株式会社千葉銀行	50,000千円
株式会社みなと銀行	50,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2019年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,304,000株
- ② 発行済株式の総数 2,487,600株
- ③ 株主数 1,538名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三井住友信託銀行株式会社（信託口）	662,000株	26.61%
ヴァンタークルーズヘルスサービスインク	294,400株	11.84%
MSIP CLIENT SECURITIES	118,200株	4.75%
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	74,100株	2.98%
三井住友信託銀行株式会社	61,400株	2.47%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	56,700株	2.28%
氷 鮑 健 一 郎	43,600株	1.75%
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	30,700株	1.23%
モルガン・スタンレーM U F G 証 券 株 式 会 社	25,900株	1.04%
吉 田 幸 子	25,000株	1.01%

- （注） 1. 持株比率は自己株式（260株）を控除して計算しております。
2. 三井住友信託銀行株式会社（信託口）662,000株は、吉田幸子氏とその近親者が委託した信託財産であり、信託契約上、議決権の行使については同氏及びその近親者が指図権を留保しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2019年12月31日現在)

		第 2 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2010年12月30日	2018年 5 月18日
新 株 予 約 権 の 数		11個	100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 8,800株 (新株予約権 1 個につき800株) (注) 1	普通株式 10,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 250,000円 (1 株当たり313円) (注) 1	新株予約権 1 個当たり 104,300円 (1 株当たり1,043円)
権 利 行 使 期 間		2013年 1 月 1 日から 2020年10月31日まで	2020年 5 月22日から 2028年 2 月29日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 3
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 9 個 目的となる株式数 7,200株 保有者数 2 名 (注) 4	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1 名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 2 個 目的となる株式数 1,600株 保有者数 1 名	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 名

- (注) 1. 2012年3月23日付で行った株式分割(1株につき400株の割合)、及び、2015年9月1日付で行った株式分割(1株につき2株の割合)により、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
2. 第2回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- 1)新株予約権者は、権利行使時まで継続して当社もしくは当社子会社の取締役、使用人又はこれに準ずる地位を有していることを要します。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合は、この限りではありません。
 - 2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。当社が新株予約権の行使可能期間中にいずれかの金融商品取引所に上場していない場合は、権利行使ができません。

- 3)その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
 - 3. 第5回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
 - 1)新株予約権者は、権利行使時まで継続して当社もしくは当社子会社の取締役、使用人又はこれに準ずる地位を有していることを要します。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合は、この限りではありません。
 - 2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
 - 3)その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
 - 4. 取締役（監査等委員を除く。）2名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2019年12月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	倉 田 潔	営業部担当、RMS部担当、クレームアドミニストレーション部担当、グローバル・サポート事業部担当、国際医療事業部担当、営業開発部担当、EJUS取締役、EJS取締役、EJC董事長、EJT取締役、EJCA取締役
代 表 取 締 役 副 社 長	前 川 義 和	医療事業部担当、総務人事部担当、経理企画部担当、情報システム部担当、IR室担当、EJC董事
取 締 役	千 代 隆 明	ネットワーク部担当、海外センター担当、国際プロジェクト事業部担当、国際プロジェクト事業部長、EJC董事兼総経理
取 締 役	吉 井 眞 一	CRMソリューション部担当、インシュアランスクレームアシスタンス部担当、CRMソリューション部長、クレームアドミニストレーション部長
取 締 役	ソル・エーデルスタイン	国際戦略担当、EJUS代表取締役、EJCA取締役 Vanter Cruise Health Services, Inc. CEO ジョージワシントン大学医学部教授
取 締 役 常 勤 監 査 等 委 員	土 屋 聡 美	
取 締 役 監 査 等 委 員	勝 田 和 行	監査等委員会委員長
取 締 役 監 査 等 委 員	三 宅 秀 夫	三宅秀夫公認会計士事務所所長 株式会社マネジメントエンジン・ジャパン代表取締役

- (注) 1. 取締役 監査等委員 勝田和行氏及び三宅秀夫氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 監査等委員 三宅秀夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
4. 当社は取締役 監査等委員 勝田和行氏及び三宅秀夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2019年3月26日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、榊原牧子氏は取締役 監査等委員を辞任いたしました。
6. EJUSの正式名称はEmergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.であります。
7. EJSの正式名称はEmergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.であります。
8. EJCの正式名称是北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司であります。
9. EJTの正式名称はEmergency Assistance Thailand Co., Ltd.であります。
10. EJCAの正式名称はEAJ Assistance Services Canada, Inc.であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額であります。

③ 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	4名 （1名）	57,210千円 （1千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （2名）	11,970千円 （3,600千円）
合 計 （うち社外役員）	8名 （2名）	69,180千円 （3,600千円）

- （注）
1. 取締役（監査等委員を除く。）の上記人員には無報酬の取締役1名は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 取締役（監査等委員）の上記支給人員には、2019年3月26日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役（監査等委員）1名を含めております。
 4. 2016年3月25日開催の第13回定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬限度額は年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額50,000千円以内と決議いただいております。
 5. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
当事業年度に係るストック・オプション費用3,360千円（監査等委員を除く取締役1名）

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 監査等委員 三宅秀夫氏は、三宅秀夫公認会計士事務所所長及び株式会社マネジメントエンジン・ジャパンの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 監査等委員 勝田 和行	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。保険会社の取締役及び監査役、日本経営倫理学会理事としての経験に基づく高い専門的知識を活かし、取締役会、監査等委員会において必要な発言を適宜行っております。
取締役 監査等委員 三宅 秀夫	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会、監査等委員会において必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額であります。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務ならびに当社および子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制を取締役会で決議しております。取締役会決議の内容は、以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、取締役および社員、その他の従業員が法令および定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範を示した「EAI行動規範」に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行い、取締役および使用人が一丸となって法令遵守の徹底や企業倫理の確立に努める。また、コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会において関連する議題を取り上げて検討し、対応策を講じ、教育、啓蒙等必要な諸活動を推進する。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内相談・報告体制として、「内部通報制度運用規程」に基づく、内部通報制度を整備・運用する。
- ロ. 業務執行部門から独立した内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を社長に報告するとともに被監査組織へフィードバックする。
- ハ. 当社は、市民社会の秩序ならびに健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わない。反社会的勢力からの接触や不当要求に対しては、不当要求防止責任者を選任のうえ、所轄官庁および関連団体と緊密に連携を図りながら、その排除に努めるとともに、組織全体で毅然とした態度で臨むことを徹底する。
- ニ. 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制システムの構築を行う。その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備し、運用する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- イ. 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役が「稟議・決裁規程」に基づいて決定した文書など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書および電磁的記録等管理規程」に基づき、保存・管理する。
 - ロ. 当社は、情報セキュリティに関する基本方針および諸規程の整備ならびにパソコン、データ、ネットワーク等、各種情報のインフラに対して内外からの脅威が発生しないよう、適切な保護対策を実施する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社は、リスク管理体制の基礎として「リスク管理基本規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を整備、構築する。
 - ロ. 「リスク管理基本規程」に基づき、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、適切なリスク管理を推進する。
 - ハ. 不測の事態が発生したときは、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる努力をする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、年度予算を策定し、全社的な目標および各組織の目標を設定すると同時に、予算と実績の対比を原則として毎月一回、取締役会で報告し、以後の活動に反映して効率的な職務執行を目指す。
 - ロ. また、定例の取締役会を毎月一回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督などを行う。また、職務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うために、随時、テーマに関連する取締役および組織長を招集し、意思決定会議を行う。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「子会社管理規程」を定め、同規程に基づき当社グループの事業運営を実施するものとし、当社の取締役と子会社の取締役との間で、定期的に会合を行う。また子会社は同規程に定める重要事項について当社の承認を受けるとともに、同規程に定める経営状況、経営指標等の報告を行うものとする。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の「リスク管理基本規程」に基づき、子会社のリスク管理体制を構築させ、適宜報告を受けるものとする。

また、子会社において損失リスクが顕在化した場合には、「子会社管理規程」に従い速やかに当社に報告し、当社および当該子会社間で対策を協議・実施することで損失の拡大を防止する。

ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループを対象とした年度予算を策定し、当社グループの目標および各子会社の目標を設定すると同時に、予算と実績の対比を原則として毎月一回、子会社の取締役が参加する組織長会議で報告し、以後の活動に反映して子会社の効率的な職務執行を目指す。

また、職務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うために、随時、テーマに関連する当社の取締役および子会社の取締役を招集し、意思決定会議を行う。

ニ. 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「EJ行動規範」、「コンプライアンス規程」および「内部通報制度運用規程」を当社グループ全体に適用し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備・確立を推進する。

また、当社の内部監査室は、定期的に当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社社長に報告するとともに、被監査子会社にフィードバックすることにより、当社グループ全体のコンプライアンス体制を強化していく。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するため、必要な使用人を配置する。

⑦ 前項の取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

また当該補助使用人の人事異動・人事評価、懲罰等の決定については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

- ⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役および使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社グループの取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、監査等委員会に報告する。
 - ロ. 当社グループは、監査等委員会への報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループ内に周知徹底する。
 - ハ. 内部監査室は、監査の結果を適時、適切な方法により監査等委員会に報告する。
- ニ. 内部通報窓口への通報を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止するとともに、通報状況とその処理の状況は定期的に監査等委員会に報告する。
- ホ. 内部通報窓口への通報内容が監査等委員会の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が希望する場合には、速やかに監査等委員会に報告する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員が監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、さまざまな機会をとらえて、当社グループの取締役、使用人の監査等委員会監査に対する理解を深めさせ、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
 - ロ. 当社社長は、監査等委員会との定期的な意見交換会を開催し、監査等委員会が意見または情報の交換ができる体制とする。
 - ハ. 内部監査人は、監査等委員会との連絡会議を定期的にまた必要に応じて開催し、取締役および使用人の業務の適法性、妥当性について監査等委員会が報告を受けられる体制とする。
- ニ. 当社は、監査等委員会が会計監査人と円滑に連携できる体制づくりに向けて必要な施策を実施する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に対する取り組み
 - イ. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を年3回開催し、会社の体制・業務等のチェックおよび改善と教育・啓蒙活動を行いました。また、内部通報制度についても、「内部通報制度運用規程」に基づき、適正に運用いたしました。さらに、コンプライアンスメールマガジンを定期的にEAIグループ内に配信し、コンプライアンスの教育・啓蒙を行っています。
 - ロ. 内部監査室が全組織の内部監査を定期的に実施し、その結果を社長に報告するとともに、被監査組織にフィードバックしております。
 - ハ. 取引先との間で締結する全契約書に反社会的勢力の排除に関する条項を盛り込む他、反社会的勢力排除の活動を継続しています。
 - ニ. 金融商品取引法に基づく内部統制システムの運用を継続し、期末には内部監査室が本システムが適正に機能しているか、全組織にわたり監査を実施し大きな問題の無いことを確認しました。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制に対する取り組み
 - イ. 取締役会における意思決定の内容や職務執行状況の報告等を取締役会議事録に記録し、また、稟議決裁書には取締役の決裁、コメント等を記録しました。「文書および電磁的記録等管理規程」に基づき、これらの文書を保存・管理しております。
 - ロ. 情報インフラを守るため、その基準となる「情報システム安全管理規程」の見直しを行うとともに、重要サーバーのデータセンターへの移設、各種セキュリティソフトの導入等の保護対策を実施しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に対する取り組み
 - イ. 社長を委員長とするリスク管理委員会を年3回開催し、具体的なリスクの対策検討や他社事例の研究等を行いました。
 - ロ. リスク管理基本規程に従って、当社グループの経営上の重大なリスクの洗い出しを行いました。
 - ハ. 不測の事態の発生に備えて、地震対策規程の見直しを行いました。

- ④ 取締役の職務の執行の効率性を確保するための体制に対する取り組み
 - イ. 年度予算を策定するとともに、毎月1回の定時取締役会で月次決算の内容および予算と実績の対比を報告し、業務推進の指針としました。また、全社および各組織の事業計画を策定し、半期と期末にフォローを実施し、以降の計画に反映しました。
 - ロ. 毎月1回開催する定時取締役会に加えて、適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定等を機動的に行いました。
 - ハ. 取締役会の実効性評価を行い、それに基づいて取締役会の運営方法の改善を検討しました。
 - ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制に対する取り組み
 - イ. コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会に子会社の代表者も出席し、関連の議題を取り上げて共に検討を行いました。
 - ロ. 当社の取締役常勤監査等委員および内部監査室長がタイおよびシンガポールの子会社に出張し、実地監査を行いました。
 - ハ. 子会社を含む当社グループの年度予算および事業計画を策定し、毎月1回子会社の代表者が参加する組織長会議において、月次決算の内容および予算と実績の対比を報告させるとともに、当社取締役との間で経営課題の意見交換を行っております。
 - ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に対する取り組み
 - イ. 監査等委員会補助使用人を定め、監査等委員会の指揮命令のもとに、上記(5)で掲げた体制で定めている監査等委員会への報告義務を当社グループ内に周知しております。
 - ロ. 毎月1回開催する子会社代表も出席する組織長会議への監査等委員の出席を求めるとともに代表取締役社長、内部監査人、会計監査人との情報交換の場を定期的に設け、監査等委員会監査の実効性の確保に繋げております。
 - ハ. 監査等委員会の計画どおり監査等委員の往査費用、日本監査役協会費用等を支出しています。
- (7) 会社の支配に関する基本方針
- 該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益分配につきましては、当社は、株主のみなさまへの利益還元を最も重要な課題のひとつと考えて経営にあたっております。従って、経営基盤の強化と長期的な事業発展のための内部留保の充実に留意しながらも、できる限り継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

このような観点から、当社は、年1回の期末配当を行うことを基本として、資本政策および配当政策の機動性確保の観点から、剰余金の配当等の決定機関を取締役会としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、1株当たり5円を予定しております。

また、自己株式の取得につきましては、当社は、適切と判断した時期に実施することを検討しております。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,315,822	流 動 負 債	1,691,783
現 金 及 び 預 金	1,112,704	買 掛 金	9,260
売 掛 金	192,788	短 期 借 入 金	860,000
仕 掛 品	77,200	一年内返済予定の長期借入金	23,592
立 替 金	713,205	未 払 金	97,032
そ の 他	222,239	未 払 法 人 税 等	6,736
貸 倒 引 当 金	△2,315	前 受 金	230,264
固 定 資 産	331,262	前 受 収 益	337,735
有 形 固 定 資 産	159,756	そ の 他	127,162
建 物	60,270	固 定 負 債	78,571
器 具 及 び 備 品	99,033	長 期 借 入 金	59,530
そ の 他	453	繰 延 税 金 負 債	10,206
無 形 固 定 資 産	80,457	そ の 他	8,834
ソ フ ト ウ ェ ア	80,457	負 債 合 計	1,770,355
投 資 そ の 他 の 資 産	91,048	(純 資 産 の 部)	
長 期 貸 付 金	33,550	株 主 資 本	834,575
そ の 他	57,498	資 本 金	306,993
資 産 合 計	2,647,085	資 本 剰 余 金	196,469
		利 益 剰 余 金	331,410
		自 己 株 式	△296
		その他の包括利益累計額	18,592
		為 替 換 算 調 整 勘 定	18,592
		新 株 予 約 権	23,561
		純 資 産 合 計	876,730
		負 債 純 資 産 合 計	2,647,085

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,958,897
売上原価		2,286,065
売上総利益		672,831
販売費及び一般管理費		579,319
営業利益		93,512
営業外収益		
受取利息	2,008	
その他の	4,562	6,571
営業外費用		
支払利息	3,686	
為替差損	3,044	
その他の	167	6,898
経常利益		93,184
特別損失		
固定資産除却損	2,437	2,437
税金等調整前当期純利益		90,747
法人税、住民税及び事業税	25,003	
法人税等調整額	3,167	28,170
当期純利益		62,576
親会社株主に帰属する当期純利益		62,576

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書
(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	304,739	194,215	281,198	△199	779,954
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	2,253	2,253			4,507
剰 余 金 の 配 当			△12,364		△12,364
親会社株主に帰属する当期純利益			62,576		62,576
自 己 株 式 の 取 得				△97	△97
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	2,253	2,253	50,211	△97	54,621
当 期 末 残 高	306,993	196,469	331,410	△296	834,575

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 定 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
当 期 首 残 高	19,669	19,669	20,866	820,489
連結会計年度中の変動額				
新 株 の 発 行				4,507
剰 余 金 の 配 当				△12,364
親会社株主に帰属する当期純利益				62,576
自 己 株 式 の 取 得				△97
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,076	△1,076	2,695	1,619
連結会計年度中の変動額合計	△1,076	△1,076	2,695	56,240
当 期 末 残 高	18,592	18,592	23,561	876,730

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,093,765	流 動 負 債	1,707,759
現 金 及 び 預 金	921,706	買 掛 金	9,260
売 掛 金	195,176	短 期 借 入 金	860,000
仕 掛 品	77,200	一年内返済予定の長期借入金	23,592
立 替 金	712,186	未 払 金	155,095
前 渡 金	510	未 払 費 用	35,302
前 払 費 用	51,138	未 払 法 人 税 等	4,294
そ の 他	141,215	前 受 金	230,028
貸 倒 引 当 金	△5,368	預 り 金	31,264
固 定 資 産	335,961	前 受 収 益	337,666
有 形 固 定 資 産	77,829	関係会社事業損失引当金	1,305
建 物	34,340	そ の 他	19,949
器 具 及 び 備 品	43,489	固 定 負 債	59,530
無 形 固 定 資 産	67,369	長 期 借 入 金	59,530
ソ フ ト ウ ェ ア	67,369	負 債 合 計	1,767,289
投 資 そ の 他 の 資 産	190,761	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	130,441	株 主 資 本	638,874
長 期 貸 付 金	15,400	資 本 金	306,993
繰 延 税 金 資 産	10,350	資 本 剰 余 金	196,469
そ の 他	34,568	資 本 準 備 金	92,993
資 産 合 計	2,429,726	そ の 他 資 本 剰 余 金	103,476
		利 益 剰 余 金	135,709
		そ の 他 利 益 剰 余 金	135,709
		繰 越 利 益 剰 余 金	135,709
		自 己 株 式	△296
		新 株 予 約 権	23,561
		純 資 産 合 計	662,436
		負 債 純 資 産 合 計	2,429,726

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,919,393
売 上 原 価		2,285,587
売 上 総 利 益		633,805
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		572,818
営 業 利 益		60,987
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	489	
受 取 配 当 金	46,679	
そ の 他	1,997	49,167
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,686	
為 替 差 損	2,950	
そ の 他	74	6,711
経 常 利 益		103,442
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,164	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,305	
そ の 他	211	3,681
税 引 前 当 期 純 利 益		99,761
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	19,647	
法 人 税 等 調 整 額	1,210	20,858
当 期 純 利 益		78,903

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 線 越 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合		
当 期 首 残 高	304,739	90,739	103,476	194,215	69,171	69,171	△199	567,926
事業年度中の変動額								
新 株 の 発 行	2,253	2,253		2,253				4,507
剰 余 金 の 配 当					△12,364	△12,364		△12,364
当 期 純 利 益					78,903	78,903		78,903
自己株式の取得							△97	△97
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	2,253	2,253	－	2,253	66,538	66,538	△97	70,948
当 期 末 残 高	306,993	92,993	103,476	196,469	135,709	135,709	△296	638,874

	新株予約権	純 資 産 計 合
当 期 首 残 高	20,866	588,792
事業年度中の変動額		
新 株 の 発 行		4,507
剰 余 金 の 配 当		△12,364
当 期 純 利 益		78,903
自己株式の取得		△97
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	2,695	2,695
事業年度中の変動額合計	2,695	73,643
当 期 末 残 高	23,561	662,436

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書		2020年2月18日	
日本エマージェンシーアシスタンス株式会社			
取締役会 御中			
有限責任 あずさ監査法人			
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗 栖 孝 彰	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 谷 は る み	印
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。			
連結計算書類に対する経営者の責任			
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。			
監査人の責任			
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。			
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。			
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
監査意見			
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
利害関係			
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。			
以 上			

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書		2020年2月18日	
日本エマージェンシーアシスタンス株式会社			
取締役会 御中			
有限責任 あずさ監査法人			
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗 栖 孝 彰	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 谷 は る み	印
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。 計算書類等に対する経営者の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 監査意見 当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。			
以 上			

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月18日

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社 監査等委員会

監査等委員会 勝 田 和 行 ㊟
委員長

常勤監査等委員 土 屋 聡 美 ㊟

監 査 等 委 員 三 宅 秀 夫 ㊟

(注) 監査等委員勝田和行氏及び三宅秀夫氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当事業の現状に即し、事業内容の明確化等を図るため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1条 （条文省略） （目的） 第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 （1）疾病、災害、事故等に遭遇した人に対する医療機関の紹介、予約代行、医療通訳、緊急搬送および医療機関に対する支払保証・立替払い等のサービス（医療アシスタンスサービス）の提供事業 （2）<u>医療やセキュリティに関する各種情報提供、支援およびコンサルティングの実施、その他医療・セキュリティ関連事業</u> （3）日本での治療を希望する外国人患者に対する医療ビザ取得支援、受入医療機関紹介、医療通訳、治療費の支払い代行等の一連のサービス（国際医療コーディネートサービス）の提供事業	第1条 （現行どおり） （目的） 第2条 （現行どおり） （1）疾病、災害、事故等に遭遇した人に対する医療機関の紹介、予約代行、医療通訳、<u>医療搬送および医療機関に対する支払保証・立替払い等のサービス（医療アシスタンスサービス）の提供事業</u> （2）<u>セキュリティに関する情報提供、コンサルティングおよび緊急国外避難支援等のサービス（セキュリティアシスタンスサービス）の提供事業</u> （3）日本での治療を希望する外国人患者に対する医療滞在ビザの取得支援、受入医療機関の紹介、医療通訳、治療費の支払代行等のサービス（国際医療コーディネートサービス）の提供事業

現行定款	変更案
(4) 医療機関に対する医療通訳・医療費の請求代行、支払保証・立替払い等のサービスの提供事業 (5)～(6) (条文省略) (7) 旅行業法に基づく旅行業、<u>ならびに旅行に関する総合コンサルティング事業</u> (8) 損害保険代理事業 (9) (条文省略) (新設) <u>(10)</u> 前各号に付帯する一切の事業	(4) 医療機関に対する医療通訳、医療費の請求代行、支払保証・立替払い、<u>情報提供等のサービスの提供事業</u> (5)～(6) (現行どおり) (7) 旅行業法に基づく旅行業 (8) 損害保険代理業 (9) (現行どおり) <u>(10)</u> 前各号に付帯または関連する情報提供、支援およびコンサルティング事業 <u>(11)</u> 前各号に付帯または関連する一切の事業

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のため1名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 (生 年 月 日) 名	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1 (再任)	くら 田 きよし (1954年8月7日)	1981 年11月 山一証券株式会社入社 1988 年 2 月 UBS証券株式会社入社 機関投資家営業部長 1990 年 8 月 JPモルガン証券株式会社入社 機関投資家営業部本部長 1994 年11月 ドレスナー・クラインオートベンソン証券会社入社 国内営業本部長 1998 年10月 ビー・エヌ・ピー投信株式会社（現BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社）入社 マネジング・ディレクター 2011 年 8 月 同社 代表取締役就任 2014 年 8 月 同社 営業本部顧問 2015 年10月 当社入社 管理部担当部長 2017 年 3 月 当社取締役就任、営業部担当（現任）、RMS部担当（現任）、クレームアドミニストレーション部担当（現任） 2017 年 8 月 当社取締役副社長就任 2018 年 2 月 国際医療事業部担当（現任） 2018 年10月 当社代表取締役社長就任（現任）、EJUS（注2）取締役就任（現任）、EJS（注3）取締役就任（現任）、EJC（注4）董事長就任（現任）、EJT（注5）取締役就任（現任）、EJCA（注6）取締役就任（現任） 2019 年 3 月 グローバル・サポート事業部担当（現任） 2019 年 7 月 営業開発部担当（現任）	0株
		【取締役候補者とした理由】 ビー・エヌ・ピー投信株式会社（現BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社）等において代表取締役等の要職を歴任してきた経験と、経営管理及び営業に関する豊富な経験と見識を有していることを考慮し、引き続き取締役候補者としました。	

候補者 番 号	氏 （ 生 年 月 日 ）	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 （ 重 要 な 兼 職 の 状 況 ）	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2 (再任)	まえ かわ よし かず 前 川 義 和 (1945年4月21日)	1969 年 7 月 大阪ガス株式会社入社 2001 年 6 月 株式会社ガスアンドパワーインベスト メント（現 株式会社ガスアンドパワ ー）取締役就任 2004 年 6 月 同社 常務取締役就任 2005 年 7 月 株式会社コーディネイツ大阪 顧問 2009 年12月 当社入社 顧問 2010 年 3 月 当社常勤監査役就任 2013 年 3 月 当社常務取締役就任、管理部担当 2014 年 3 月 当社 I R室長 2016 年 3 月 当社取締役副社長就任 2017 年 8 月 医療事業部長 2018 年 8 月 総務人事部担当（現任）、経理企画部 担当（現任）、情報システム部担当（現 任） 2018 年10月 医療事業部担当（現任）、EJC董事（現 任） 2019 年 3 月 当社代表取締役副社長就任（現任）、 IR室担当（現任）	16,000株
		【取締役候補者とした理由】 大手企業において長年経営管理業務に携わってきた経験及びこれまでの当社取締役としての実績と 経営全般並びに経営管理業務に関する豊富な知見を有していることを考慮し、引き続き取締役候補者 としました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3 (再任)	吉 井 眞 一 (1969年7月9日)	2003 年 2 月 当社入社 メディカルオペレーション 部 2006 年 7 月 当社クレームアドミニストレーション 部長 2012 年 4 月 当社内部統制室長 2013 年 4 月 当社管理部長 2018 年 8 月 当社CRMソリューション部長 (現任) 2019 年 3 月 当社取締役就任 (現任)、CRMソリュ ーション部担当 (現任)、インシュア ランスクレームアシスタンス部担当 (現任) 2019 年 7 月 当社クレームアドミニストレーション 部長 (現任)	4,300株
		【取締役候補者とした理由】 当社のクレームアドミニストレーション部長、CRMソリューション部長、管理部長などを歴任し、 豊富な実務経験と実績を有し、当社の経営全般に関する幅広い知見を有していることを考慮し、引き 続き取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4 (再任)	ソル・エーデルスタイン (Sol Edelstein) (1946年7月6日)	1973 年 9 月 ピッツバーグ大学メッドセンター勤務	0株
		1981 年 9 月 ジョージワシントン大学医学部教授就 任 (現任)	
		1993 年 1 月 World Access, Inc. (現Allianz Global Assistance) 代表取締役就任	
		2000 年 4 月 Vanter Ventures Inc. (現Vanter Cruise Health Services, Inc.) CEO 就任 (現任)	
		2003 年 1 月 当社代表取締役就任	
		2003 年10月 当社取締役就任 (現任)	
		2005 年 7 月 EJUS取締役就任	
		2015 年 4 月 EJUS代表取締役就任 (現任)	
		2016 年 3 月 国際戦略担当 (現任)	
		2018 年 5 月 EJCA取締役就任 (現任)	
【取締役候補者とした理由】 医師としての豊富な実務経験及びアメリカのアシスタンス企業における長年の経験と、医学及びア シスタンス業界に関する幅広い知見を有していることを考慮し、引き続き取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. EJUSの正式名称はEmergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.であります。
3. EJSの正式名称はEmergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.であります。
4. EJCの正式名称是北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司であります。
5. EJTの正式名称はEmergency Assistance Thailand Co.,Ltd.であります。
6. EJCAの正式名称はEAJ Assistance Services Canada, Inc.であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1 (再任)	つちやさとみ 土屋聡美 (1963年5月8日)	2000 年 2 月 World Access Europe 入社 2005 年 2 月 当社入社 ロンドンセンターMGR 2008 年 4 月 当社オペレーション本部 アシスタン スオペレーション部長 2009 年 3 月 当社アシスタンス本部長、CRMソリュ ーション部長 2012 年 4 月 当社アシスタンス本部長、クレームア ドミニストレーション部長 2013 年 3 月 当社クレームアドミニストレーション 部長 2019 年 3 月 当社取締役監査等委員就任（現任）	9,600株
		【監査等委員である取締役候補者とした理由】 当社入社以前より、医療アシスタンス事業に従事し、設立間もない時期の当社に入社し、ロンドン センターMGR、アシスタンスオペレーション部長、CRMソリューション部長、クレームアドミニス トレーション部長の要職を歴任しており、豊富な実務経験とアシスタンス業界に関する知見を当社の 監査等委員会体制に活かしていただけると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としてしま した。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2 (再任)	かつ だ かず ゆき 勝 田 和 行 (1945年4月12日)	1969 年 3 月 日本生命保険相互会社入社 2000 年 7 月 同社 常勤監査役就任 2001 年 6 月 ニッセイ同和損害保険株式会社 監査役就任 2004 年 6 月 同社 常務取締役就任 2008 年 6 月 ニッセイ・ビジネス・サービス株式会社 代表取締役副社長就任 2010 年 3 月 当社社外監査役就任 2016 年 3 月 当社取締役監査等委員就任（監査等委員会委員長）（現任）	8,000株
		【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 大手保険会社の取締役及び監査役、日本経営倫理学会理事を務めた経験と保険業界に関する豊富な知見を当社の監査等委員会体制に活かしていただけると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。	
3 (再任)	み やけ ひで お 三 宅 秀 夫 (1953年1月21日)	1980 年 9 月 公認会計士登録 プライスウォーターハウス入所 1994 年 7 月 青山監査法人代表社員 1995 年 8 月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員 2007 年11月 三宅秀夫公認会計士事務所所長就任（現任） 2007 年11月 株式会社マネジメントエンジン・ジャパン代表取締役就任（現任） 2010 年 3 月 当社社外監査役就任 2016 年 3 月 当社取締役監査等委員就任（現任）	8,000株
		【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 公認会計士として大手監査法人に長年勤めてきた経験と、企業会計等に関する専門的な知識を当社の監査等委員会体制に活かしていただけると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 勝田和行氏及び三宅秀夫氏は、社外取締役候補者であります。

3. 勝田和行氏及び三宅秀夫氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、勝田和行氏及び三宅秀夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、土屋聡美氏、勝田和行氏、三宅秀夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。土屋聡美氏、勝田和行氏、三宅秀夫氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

2018年3月28日開催の第15回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された岡野秀章氏及び2019年3月26日開催の第16回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された久保公雄氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされております。

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

候補者のうち、久保公雄氏は監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）の補欠であり、岡野秀章氏は監査等委員である社外取締役の補欠であります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1 (再任)	く　　ぼ　　きみ　　お　　雄 (1943年3月12日)	1965 年 4 月 大阪ガス株式会社入社 1992 年10月 オージー警備防災株式会社（現 大阪ガ スセキュリティサービス株式会社） 代表取締役専務就任 2000 年 6 月 同社 代表取締役社長就任 2004 年 6 月 株式会社オージーキャピタル監査役就 任 2008 年10月 当社内部監査室長 2010 年10月 当社顧問	3,200株
		【補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由】 大手企業の経理業務及び大手企業の子会社の経営管理並びに監査役を幅広く経験するとともに、当社の内部監査室長も務めた実績から、これらの経験を当社の監査等委員会体制に活かしていただくため、引き続き補欠の監査等委員である取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2 (再任)	おか の ひで あき 岡 野 秀 章 (1969年5月19日)	1993 年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 1998 年 8 月 大阪ガス株式会社入社 2008 年 7 月 岡野公認会計士事務所開設（現任） 2008 年12月 SHO-BI株式会社 監査役就任 2015 年12月 SHO-BI株式会社 取締役就任（監査等委員）（現任）	0株
		【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 公認会計士及び税理士の資格を保有し、豊富な企業監査の実績と東証一部上場企業の監査役としての経験を有していることから、企業会計等に関する専門的な知識・経験と監査役としての経験を当社の監査等委員会体制に活かしていただくため、引き続き補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、岡野秀章氏はこれまで会社経営に関与しておりませんが、上記の理由により、適切に職務を遂行することができるものと考えております。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡野秀章氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社と各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

以 上

メ 毛

[illegible]

× ㄗ

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田神保町1-32 出版クラブホール・会議室 4階
電話：03-5577-1511

※会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。



■交通のご案内

神保町駅（東京メトロ半蔵門線、都営地下鉄新宿線・三田線）A5出口より徒歩2分
※なお、駐車場の準備はしておりませんので、ご来場に際しましては公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。